

新潟県条例第34号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県災害救助条例の一部改正)

第1条 新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであっても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第8号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>	<p>第6条 県は、市町村が条例又は規則を設け、災害に際して応急的に必要な救助を行った場合は、その被害が第2条の規定による規模に達しない場合又はその救助が第3条の規定による種類以外のものであっても、救助の種類及び程度について法及び法の規定に基づく命令に定める範囲内において行われたときには、その救助に要した費用の100分の50を負担することができる。この場合において、第3条第1項第3号及び第4号並びに法第4条第1項第7号及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号の救助については、生活困窮者を対象として行われた場合に限るものとする。</p>

(新潟県防災基本条例の一部改正)

第2条 新潟県防災基本条例（令和3年新潟県条例第44号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 防災は、事前の対策により、災害による被害の最小化及び被災地域の速やかな復興を図ることを基本とし、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本人権を尊重するとともに、要配慮者（法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。）の置かれている状況及び被災者等の性別、年齢その他の事情に十分に配慮すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 防災は、事前の対策により、災害による被害の最小化及び被災地域の速やかな復興を図ることを基本とし、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基本人権を尊重するとともに、要配慮者（法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）の置かれている状況及び被災者等の性別、年齢その他の事情に十分に配慮すること。</p> <p>(4)～(8) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。